**医療スタッフの業務に関する医政局長通知が発出**

**－医療安全の確保について十分な検討を－**

　平成22年4月30日付で、厚労省の医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」が発出されました（医政発0430第1号）。

この通知は、平成22年3月に取りまとめられた、厚生労働省「チーム医療の推進に関する検討会」（本会坂本すが副会長が委員として出席）の報告書「チーム医療の推進について」の内容のうち、看護師以外の医療スタッフ等の役割の拡大について示したものです。

本通知の主なポイントは以下の通りです。

**■基本的な考え方：各施設の実情に合わせたチーム医療の推進を**

本通知には、基本的な考え方（2ページ）として「まずは当該医療機関における実情（医療スタッフの役割分担の現状や業務量、知識・技能等）を十分に把握し、各業務における管理者及び担当者間においての責任の所在を明確化した上で、安心・安全な医療を提供するために必要な具体的な連携・協力方法を決定し、医療スタッフの協働・連携によるチーム医療を進めること」と明記されています。本通知に基づいて、その実施を図るにあたっては、各施設ごとに、状況にあわせた協働のあり方を構築するという、この考え方が大変重要です。

**■薬剤師が現行法下で実施することができる行為を提示**

薬剤師の業務については既に、厚労省の医政局長通知「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（以下「役割分担通知」という。）で、ミキシング等が挙げられています（医政発第1228001号、平成19年12月28日付）。

今回の通知は、「役割分担通知」に加えて、現行法下で、薬剤師が実施することができるにもかかわらず十分に活用されていない業務を明確化したものです。役割分担通知で示された、薬剤師による病棟等における薬剤の在庫管理やミキシング等が、より推進され、病棟の看護師が本来の業務に専念できるよう、都道府県下の看護職員への支援・情報提供をお願いいたします。

**■管理栄養士による一般食（常食）の変更や決定は現行法下の範疇と整理**

　療養上の世話として患者の食事の変更を行うことは、役割分担通知に示された通り、看護師の業務です。

本通知は、管理栄養士の活用を推進するため、医師の包括的な指導を受けて、一般食（常食）の食事内容や形態の決定・変更を行うこと等を、現行法下で、管理栄養士の実施することができる業務として整理したものですが、看護師の行う療養上の世話を、何ら妨げるものではありません。なお、この件は、厚生労働省担当者へ確認しています。

**■理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士による喀痰等の吸引等が実施可能に**

本通知は、

■理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士による喀痰等の吸引

■臨床工学技士による動脈留置カテーテルからの採血

について、その職種の業務として、医師の指示の下に実施することが出来る行為であるとして取り扱うというものです。

ただし、医療安全の観点から、養成機関や医療機関等において必要な教育・研修等を受けた者が実施すること、他職種との適切な連携を図ること等が条件とされています。

看護師はチーム医療のキーパーソンです。患者の安全の担保を基本に据えながら、医療スタッフと連携・協働していくことが求められます。とりわけ、看護管理者が、組織全体としてのチーム医療の推進に向けた取り組みを牽引していくことに、大きな期待が寄せられています。

本通知内容の導入に際し、各施設が、自施設の実情を十分に把握し、責任の所在を明確化した上で、具体的にどのような連携・協力方法を構築するか等の検討を行い、医療安全が確保されるよう、都道府県下の看護管理者への、更なる支援・情報提供をよろしくお願いいたします。